

No. 1815
2019・1・28
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/
〒728-0013
みよし民商ニュース
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

中小業者の要望、昨年以上に前向きに検討していく

三次市と交渉、市長と懇談。

三次民商が毎年行っている三次市との交渉・懇談を1月16日に、三次市役所で行い、三次民商から13人参加しました。三次市から増田市長を筆頭に、各部長含め、計5名に対応していただきました。



増田市長に要望書を渡す国重会長

地域経済の振興を図るため、要望した内容。

【回答】 前向きに検討させていただきます。中小業者のため、30くらいの補助制度を実施している。

① 小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本条例を制定してください。施策の具体化にあたって審議会を設置し、民商の代表を審議員として選出してください。

② 国民健康保険の都道府県単位数による国保税の引き上げはしないでください。生存権を脅かす強権的な徴収はやめてください。国保税を引き下

げ、短期保険証や資格証明書の発行を中止し、減免申請を積極的に認めてください。

【回答】 今まで国保は14市の中で一番低かったため、大幅に上がるが、負担感をなくしていきたい。所得の低い人に配慮をしていく。

③ 官公需の地元事業者への優先発注を図るとともに、適正な単価を保障する公契約条例を制定してください。事業者の仕事おこしのみならず地域の生活向上にも寄与する店舗・住宅リフォーム助成制度の継続、魅力ある地域づくりにつながる市中心地以外への解体工事への補助金制度を

創設してください。

【回答】 この通りにやっていると、地元業者以外に出すとは考えていない。リフォーム助成制度も予算増額を含め今後進めていく。空き家は多くあると認識しており、解体補助金制度を創設したところ。

④ 地域経済と地域住民の生活を破壊する消費税の増税に反対を表明してください。中小業者に多大な事務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書(インボイス)制度の実施に反対をしてください。

【回答】 立場上、反対はできないが、生活を守る上で、増税は慎重にしなければと思う。

⑤ 地震や豪雨、台風被害が連続するなかで、頻発する自然災害への対策として、危険箇所や老朽化したインフラの調査とその解消、災害時の復旧・復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置づけ、高騰する資材・賃金に見合う仕事発注をしてください。

【回答】 この豪雨を教訓に災

害に強いまちづくりをしていく。資材が高騰するなか、可能な限り、最新の金額で発注していくようにする。

⑥ 地域を守るコミュニティ維持を大事にするなら、地元若者が流出しないための対策
① 農業、商業をしても普通に営業、生活できる体制の整備、
② 世代交代を積極的に進める補助金制度の充実、③ 地産地消を阻害するチェーン店進出を改め、中小業者・農業が代々継続できるまちづくりの計画などを、早期に検討してください。

【回答】 農工業は三次市の産業の根幹。世代交代できるように施策をしていく。

若い人の働き場所を確保するため懸命に努力している。その成果、求人倍率は2倍以上になった。また、全学校教室にクーラーを設置したり、子供の医療費を無償にするなど、他自治体がない施策を行い、若い家族が住みやすいまちづくりをしている。

裏面へ続く

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。



表面の続き

⑦ 経済対策として行っている三次藩札は、登録業者は地域業者であれば登録できるようにし、多くの市民が利用しやすい時期と対象者を選定するように改善してください。

【回答】商工会議所、広域商工会の枠組みで行っているが、何が一番地元の良いか検討してみる。

⑧ 三次に行う入札において、明らか

に一部の業者しか該当しない工事・請負契約があり、入札の透明性が揺らいでいます。分割発注や要件緩和といったことで多くの市内業者が受注できるよう改善をしてください。

【回答】入札制度に関して改善を考えている。

回答の後は懇談し、相応じて前向きな対応で、中小業者にとって前進した交渉となりました。

労働保険第3期分納入のお知らせ
2月5日まで

民商に持参してもらうか、振込でお願いします。
(できるだけ振込でお願いします)

三次民商事務組合

共済会主催
『大腸がん健診』実施中

実施期間
1月10日～
2月10日

共済加入者 2,000円
共済未加入者 1,400円

婦人部主催 **とっても美味しい味噌作り**

① 1月31日 (木)
② 2月1日 (金)
朝9時～3時
三次民商事務所

③ 2月2日 (土)
朝9時～3時
三次民商事務所

①大豆を浸ける作業
②大豆を煮る作業
問い合わせは 62-3535へ

③大豆と麴を混ぜて仕込みます。
(大きめのボウルを持参してください)

日本年金機構関連情報

★『賞与支払届』の提出
被保険者に賞与などを支払ったときは、その支払日から5日以内に『賞与支払届』と『賞与支払届総括表』の提出が必要です。出していない人は至急提出しましょう。

★公的年金等の源泉徴収票の送付
1月11日から平成30年分の公的年金等源泉徴収票が順次送られています。確定申告に必ず必要ですので、保管しておきましょう。

シリーズ ビジネスマナーの原理原則

第1講義「マナーを知ることで社会人として成長できる」 1時限目

若い方は、マナーを堅苦しいルールのように考えがちですが、実際のマナーとは、相手はどうしたら楽しく、気持ちよくいることができるかを考える「思いやりの気持ち」の表現法です。

『武士道』の著者である新渡戸稲造は、「体裁を気にして行なうならば、礼儀とは浅ましい行為である。真の礼儀とは相手に対する思いやりの心が外に表れたもの。礼儀の最高の姿は愛と変わりない」と言っています。

「この人にはこう対応したほうが自分の得になるな」「こう言葉をかけるほうがよく思ってもらえるかも・・・」といった気持ちで人に接することは、浅ましい行為です。「私がこの人だったら、どのような対応をしても良かったらホッとするとどうだろうか」「私がこの方だったら、どのような言葉をかけてもらえるとうれしいだろうか」と、相手の立場に立って考えてみましょう。

2時限目に続く